

福島市議会政務活動費検討会設置要綱（案）新旧対照表

別紙 4 - 1

現 行	修 正 案
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>福島市議会政務活動費検討会（以下「検討会」という。）</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(構 成)</p> <p>第 2 条 検討会は、副議長及び各交渉会派より 1 人<u>（代理も可とする。）</u>を選出し構成する。</p> <p>(座長及び副座長)</p> <p>第 3 条 検討会に、座長及び副座長 1 人を置く。</p> <p>2 副議長を座長とする。</p> <p>3 副座長は、検討会において互選する。</p> <p>4 座長は、会務を<u>総理</u>し、検討会を代表する。</p> <p>5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>《追 加》</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>福島市議会会議規則（昭和 4 2 年議会規則第 1 号）第 1 5 9 条第 4 項の規定に基づき、福島市議会政務活動費検討会（以下「検討会」という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(構 成)</p> <p>第 2 条 検討会は、副議長及び<u>各会派</u>より 1 人を選出し構成する。</p> <p>(座長及び副座長)</p> <p>第 3 条 検討会に、座長及び副座長 1 人を置く。</p> <p>2 副議長を座長とする。</p> <p>3 副座長は、検討会において互選する。</p> <p>4 座長は、会務を<u>統理</u>し、検討会を代表する。</p> <p>5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p><u>(任 期)</u></p> <p>第 4 条 <u>委員の任期は、議員の任期とする。</u></p> <p><u>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

福島市議会政務活動費検討会設置要綱（案）新旧対照表

別紙 4 - 1

現 行	修 正 案
<p>(検討事項)</p> <p>第4条 検討会は、代表者会の主宰者である議長の要請を受け、政務活動費のあり方及び諸課題について、検討が必要であると代表者会が決定した事項について検討する。</p> <p>2 前項の要請については、文書又は口頭等形式の如何を問わないものとする。</p> <p>(会 議)</p> <p>第5条 検討会は、座長が招集し、主宰する。</p> <p>2 検討会は、全委員の出席を原則とする。</p> <p>《追 加》</p> <p>3 検討会の議事は、原則として委員の総意をもって決定する。ただし、必要に応じて座長を除く委員の採決により決定することができる。この場合において、可否同数の場合は座長が決する。</p> <p>(提 言)</p> <p>第6条 座長は、検討した結果について、代表者会の主宰者である議長に提言を行うものとする。</p> <p>(設置期間)</p> <p>第7条 検討会の設置期間は、この要綱の施行の日から検討が終了するま</p>	<p>(検討事項)</p> <p>第5条 検討会は、代表者会の主宰者である議長の要請を受け、政務活動費のあり方及び諸課題について、検討が必要であると代表者会が決定した事項について検討する。</p> <p>2 前項の要請については、文書又は口頭等形式の如何を問わないものとする。</p> <p>(会 議)</p> <p>第6条 検討会は、座長が招集し、主宰する。</p> <p>2 検討会は、全委員の出席を原則とする。</p> <p>3 <u>委員が出席できない場合は、その会派に所属する議員のうちから、代理者を出席させることができる。</u></p> <p>4 検討会の議事は、原則として委員の総意をもって決定する。ただし、必要に応じて座長を除く委員の採決により決定することができる。この場合において、可否同数の場合は座長が決する。</p> <p>(提 言)</p> <p>第7条 座長は、検討した結果について、代表者会の主宰者である議長に提言を行うものとする。</p> <p>《削 除》</p>

福島市議会政務活動費検討会設置要綱（案）新旧対照表

別紙4-1

現 行	修 正 案
<p>での間とする。</p> <p>(公 開)</p> <p>第8条 <u>検討会の会議は、公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。</u></p> <p>《追 加》</p> <p>《追 加》</p> <p>(庶 務)</p> <p>第9条 検討会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が代表者会の意見を聴き、検討会に諮って定める。</p>	<p>(公 開)</p> <p>第8条 <u>検討会は、原則として公開とする。</u></p> <p>(傍 聴)</p> <p>第9条 <u>検討会の傍聴の取扱いは、福島市議会委員会傍聴規則（平成17年議会規則第1号）に準ずる。</u></p> <p>(記 録)</p> <p>第10条 <u>座長は、職員に、会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の記録は、議長が保管する。</u></p> <p>(庶 務)</p> <p>第11条 検討会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が代表者会の意見を聴き、検討会に諮って定める。</p>

福島市議会政務活動費検討会設置要綱（案）新旧対照表

別紙 4 - 1

現 行	修 正 案
<p>附 則 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>